

乗務員に対する指導監督

1. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、「(「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の方針」(平成13.8.20付け国土交通省告示第1366号)) 運転者に対し事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、指導及び監督を実施し、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

2. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、次の運転者に対して、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。

(1) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

(2) 運転者として新たに雇入れた者

※但し、特別教育については過去3年以内に事業用自動車の運転経験のあるものは除く

(3) 高齢(65歳)に達した者

貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督 (国土交通省告示1366号) 3年間保存

指導及び監督の内容

(1) トラックを運転する場合の心構え

貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、トラックによる交通事故が社会に与える影響の大きさ及びトラックの運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、トラックの運行の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることがトラック運転者の使命であることを理解させる。

(2) トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物自動車運送事業法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解せるとともに、これらを遵守した安全な運転方法について、これらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の実例を説明すること等により、確認させる。

(3) トラックの構造上の特性

トラックの車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等が他の車両と異なることを認識させるとともに、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の実例を説明すること等により、トラックの構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。

(4) 貨物の正しい積載方法

偏荷重が生じないような貨物の積載方法及び運搬中に荷崩れが生じないような貨物の固縛方法を指導する。また、偏荷重が生じている場合、制動装置を操作したときに安定した姿勢で停止できないおそれがあること及びカーブを通行したときに遠心力によりトラックの傾きが大きくなるおそれがあることを交通事故の実例を挙げるなどして理解、習得させる。

(5) 過積載の危険性

過積載に起因する交通事故の実例を説明するなどして、過積載がトラックの制動距離及び安定性等に与える影響を理解させる。

(6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

消防法その他の危険物の規制に関する法令に基づき、運搬する危険物の性状を理解させるとともに、取扱方法、積載方法及び運搬法について留意すべき事項を指導する。また、運転中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させる。

(7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

①当該貨物自動車運送事業に係る主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、トラックを安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の実例又は自社のトラックの運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突または接触おそれがあったと認識した実例（ヒヤリ・ハット体験）を説明すること等により運転者に理解させる。

②安全に通行できる経路としてあらかじめ設定した経路を通行するよう指導するとともに当該経路における道路及び交通の状況を踏まえ、当該トラックを安全に運転するために留意すべき事項を指導し、理解させる。

(8) 危険の予測及び回避

強風等の悪天候が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約及びジャックナイフ現象等のトラックの運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、必要な技能を習得させる。また、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、必要に応じ、指差呼称及び安全呼称を活用する。

(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転

適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自ら運転行動の特性を自覚させるよう努める。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

長時間の連続運転による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技術の過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを実例を説明すること等により理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚醒剤等の使用の禁止を徹底する。

(11) 健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因になるおそれがあることを実例などを説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させる。

特定の運転者に対する特別な指導

(1) 事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

①トラックの運行の安全の確保に関する法令等

トラックの運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。

②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策

交通事故の実例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。

③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法

交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。

④交通事故を防止するために留意すべき事項

貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じてトラックの運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑤危険の予測及び回避

危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び降雨等の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。

⑥安全運転の実技

実際にトラックを運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。

①～⑤までについて6時間以上実施すること

⑥については可能な限り実施することが望ましい

(2) 初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

①トラックの安全な運転に関する基本的事項

貨物自動車運送事業法その他法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、トラックを安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。

②トラックの構造上の特性と日常点検の方法

トラックの基本的な構造及び装置の概要並びにトラックの車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。

③交通事故を防止するために留意すべき事項

貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じてトラックの運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

④危険の予測及び回避

道路及び交通の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。

⑤安全運転の実技

実際にトラックを運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。

①～④までについて6時間以上実施すること

⑤については可能な限り実施することが望ましい

(3) 高齢者である運転者に対する指導

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者自ら考えるよう指導する。

貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督 (国土交通省告示1366号) **3年間保存**

特定の運転者に対する特別な指導

(1) 事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

①トラックの運行の安全の確保に関する法令等

トラックの運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。

②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策

交通事故の実例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。

③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法

交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。

④交通事故を防止するために留意すべき事項

貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じてトラックの運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑤危険の予測及び回避

危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び降雨等の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。

⑥安全運転の実技

実際にトラックを運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。

①～⑤までについて6時間以上実施すること

⑥については可能な限り実施することが望ましい

(2) 初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

①トラックの安全な運転に関する基本的事項

貨物自動車運送事業法その他法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、トラックを安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。

②トラックの構造上の特性と日常点検の方法

トラックの基本的な構造及び装置の概要並びにトラックの車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。

③交通事故を防止するために留意すべき事項

貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じてトラックの運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

④危険の予測及び回避

道路及び交通の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。

⑤安全運転の実技

実際にトラックを運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。

①～④までについて6時間以上実施すること

⑤については可能な限り実施することが望ましい

(3) 高齢者である運転者に対する指導

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者自ら考えるよう指導する。

年間教育計画

(年度)

	教 育 内 容	
	国土交通省告示第1366号	その他
4	トラックを運転する場合の心構え	飲酒運転の危険性 ○○○○○○
5	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	過労運転について ○○○○○○
6	トラックの構造上の特性	運転速度について ○○○○○○
7	貨物の正しい積載方法	事故を起こした場合の対処方法 ○○○○○○
8	過積載の危険性	○○○○○○ ○○○○○○
9	危険物を運搬する場合に留意すべき事項	○○○○○○ ○○○○○○
10	適切な、運行経路及び当該経路における道路及び交通の状況	○○○○○○ ○○○○○○
11	危険の予測及び回避	○○○○○○ ○○○○○○
12	運転者の運転適性に応じた安全運転	○○○○○○ ○○○○○○
1	交通事故に関する運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	○○○○○○ ○○○○○○
2	健康管理の重要性	○○○○○○ ○○○○○○
3	まとめ	○○○○○○ ○○○○○○

教育記録簿

検 印		運行管理者

実施年月日	:	
時 間	:	
場 所	:	
実 施 者	:	
営 業 所 名	:	

指 導 教 育 の 内 容	↑ ●実施時間・場所・実施者等を記載する							
	●実施した内容を詳細に記入 ●教育実施時に使用した、資料・写真等も記録簿に添付する ●3年間保存 ●月1回程度実施することが望ましい ●全運転者を対象に実施する(欠席者は後日実施した記録を記入) ↓							
出 席 者		氏名 (サイン)	感想	欠席者フォロー 日付		氏名 (サイン)	感想	欠席者フォロー 日付
	1			/	11			/
	2			/	12			/
	3			/	13			/
	4			/	14			/
	5			/	15			/
	6			/	16			/
	7			/	17			/
	8			/	18			/
	9			/	19			/
10			/	20			/	

●教育について

- 1) 基本的には、平成13年8月20日国土交通省告示1366号の指導監督指針に基づき、指導監督指針全11項目を充たす教育を1年に1回以上行うこととする。
- 2) 出席者には自筆のサインもしくは押印を求めることとする。 欠席者については後日に別途教育を行いサインもしくは押印を求めることとする。